2025年度（令和7年度）　ベンチャー企業等支援助成金給付申請に関する

同意書　兼　助成金申込書

公益財団法人　飯村平和財団

理事長　飯村　愼一　殿

私は、（公財）飯村平和財団　ベンチャー企業等支援助成金給付に申請するにあたり、以下の「（公財）飯村平和財団　ベンチャー企業等支援助成金給付規程」（一部抜粋）を基準とした条項を遵守することに同意します。

「（公財）飯村平和財団　ベンチャー企業等支援助成金給付規程」（一部抜粋）

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人飯村平和財団（以下、「当財団」という。）の実施するベンチャー企業等助成金（以下、「本助成金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象）

第2条　本助成金の交付対象は、次の各号の要件を全て満たす企業等とする。

（1） 栃木県内に主たる事務所または事業所をおき、新しい技術・製品・サービスの研究開発、提供を手掛ける活力ある中小企業事業者。

（2） 創業5年以内またはある一つの新規事業が立ち上げから5年以内の中小企業事業者。

創業等後5年超の中小企業等からの申請に関しては、特に地域経済の発展に寄与すると思われる新規事業に進出すると認められる場合には選考の対象とすることもある。

（3） 親会社も含めた前年度（直近の決算期）の連結売上高が5億円以下であること。創業初年度にある中小企業事業者に関しては、当該年度の連結売上高が5億円以下の見込みであること。

（4） 非営利活動事業を目的とした団体等でないこと。

2　前項3号の要件に該当しない場合、助成金選考委員会（以下、「選考委員会」という。）での選考の上、対象とすることもできる。

3　設立初年度等の場合は、本条第1項第3号の要件を満たさない場合も対象とする。

（助成金額）

第3条　助成金の交付額については、一事業年度に給付する助成金は、総額500万円を限度に、1つの企業事業者当り100万円もしくは50万円を給付します。助成金給付先は、選考委員会の選考を経て理事会にて決定する。

（助成金の使途）

第4条　助成金の使途は、交付対象事業に直接必要な経費及び固定資産の購入費とする。

（申請手続）

第5条　本助成金は、公募により申請を募集するものとする。

2　助成金交付を希望する企業等は、次の各号に定める書類を申込期日までに当財団に提出するものとする。（期限内必着）

1. 助成金給付申請に関する同意書　兼　助成金申込書申請書（本書）
2. 企業概要（パンフレット等）
3. 主たる事業の目的と内容：創業理念、事業内容（A4縦・横書き800文字以内）
4. 事業計画：（A4縦・横書き800文字以内）

助成対象の事業の新規性、市場性、事業の継続可能性、社会性などを明記

1. 助成金の使途計画書（具体的な使途内容）
2. 履歴事項全部証明書：写し（発行後1か月以内）
3. 定款：写し
4. 過去3年度分の決算報告書（設立3年未満は経過年度分）
5. 反社会的勢力等でないことに関する表明・確約書
6. その他

3　当財団は、必要があるときは、申請者に対して追加の書類等の提出を求めることがでる。

4　申込書及び提出書類の提出は、現物送付とデータ送付の両方の提出を必要とする。

（募集期間）

第6条　本助成金の募集期間は、2025年10月1日から12月20日とする。

申込書及び提出書類の提出期限2025年12月20日㈯必着

提出期限までには、現物送着もしくはデータ着信のいずれかを必着とする。

（決定）

第7条　助成金給付先企業は、選考委員会の書類審査にて1次選考されたものが、申請企業等の代表者等との面接審査にて2次選考され、理事会にて決定する。

2　選考委員会は、選考の過程において必要があると認めるときは、申請企業等に対して追加書類の提出、追加の説明を求めることができる。

3　理事長は、申請者に対し、採否及び交付決定金額を通知する。

（交付手続）

第8条　助成金の交付は、交付対象者からの請求に基づき、交付が決定した企業等名義の口座に送金して行うものとする。

（助成金の辞退）

第9条　助成金の交付決定を受けた後、助成金の交付を辞退する場合は、理事長あてに辞退申請書を提出するものとする。

（助成金の返還）

第10条　交付決定者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、次条に定める変更承認があった場合を除き、助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（1） 申請書に記載された事業を実施しなかったとき

（2） 助成金を支給目的以外に使用したとき

（3） 申請書の内容に虚偽の記載が認められたとき

（4） 事業を継続する見込みがなくなったとき

（5） 法令違反等、助成対象者として適当でない事実があったとき

（6） 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

（変更承認申請）

第11条　助成金の交付を受けた企業等が助成対象となった事業を変更することとなった場合は、変更承認申請書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条　助成金の交付を受けた企業等は、助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

また、助成金交付1年後には、当財団が支援した企業・奨学生などによる報告会での助成金等の活用/成果などの発表をするものとする。

（権利の帰属）

第13条　助成金の対象となった事業に関わる権利は、当該事業を実施した企業等に帰属するものとする。ただし、特許権等を取得した場合には、速やかに当財団に届け出るものとする。

（助成金対象団体の公表）

第14条　本助成金を交付した企業等及び事業内容を公表する。

2　助成金の交付を受けた企業等が当該事業を公表する場合は、本助成金の交付を受けて実施した旨を明記するものとする。

以上

（ベンチャー企業等支援助成金給付　申し込み）

上記の「（公財）飯村平和財団　ベンチャー企業等支援助成金給付規程」等の各条項に同意し、規定第5条　各号（1）～（10）の必要書類の提出をもって、ベンチャー企業等支援助成金給付の申し込みをいたします。

　申込日　　2025年　　月　　　日（　　　）

助成金希望額　（いずれか選択）　　　　　　100万円　　・　　　50万円

（申込者）

事業者名

住所

会社電話

携帯電話

メール

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

お問い合わせ・お申込み書・提出書類送付先

公益財団法人　飯村平和財団　事務局

〒320-0061　宇都宮市宝木町2-880

電話028-678-2830

メールinfo@iimura.foundation